

オープンカウンター方式による見積依頼公告

本調達は「電子調達システム」を利用した手続きにより実施するものとする。ただし、「紙」による見積書の提出も可とする。

令和8年2月5日

分任支出負担行為担当官
近畿農政局東近江農地整備事業所長
中野 裕嗣

1 オープンカウンター方式による見積合わせに対する事項

- (1) 件 名 令和7年度東近江農地整備事業所自立型屋外掲示板更新業務
- (2) 仕 様 等 仕様書のとおり
- (3) 履行期限 契約締結日から令和8年3月30日
- (4) 履行場所 近畿農政局東近江農地整備事業所

2 見積参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている近畿地域の競争参加資格者であること。又は、令和7・8・9年度近畿農政局随意契約登録者名簿「役務の提供等」の登録者であること。
- (4) 公告の日から見積合わせの日までの間において、近畿農政局長から近畿農政局物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成26年10月8日付け26近総第449号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり、指名を行わないこととした者に該当しない者であること。

3 仕様書等の交付場所及び問い合わせ先

- (1) 電子媒体による交付場所
 - ア 電子調達システム <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>
 - イ 近畿農政局ホームページ <https://www.maff.go.jp/kinki/soumu/kaikei/order/index.html>
- (2) 紙媒体による交付場所及び問い合わせ先
 - 〒527-0023 滋賀県東近江市八日市緑町11-24
 - 近畿農政局東近江農地整備事業所 庶務課経理係 真部
 - 電話 0748-36-3980

4 競争参加資格確認のための提出資料、場所、期限及び方法

- (1) 提出資料 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）確認通知書の写、又は令和7・8・9年度近畿農政局随意契約登録者受付番号通知書の写
- (2) 提出期限 令和8年2月20日 17時まで

(3) 提出方法 上記3（2）宛てに持参又は郵送（普通郵便可）若しくはメールにより提出すること。

メールアドレス : higashioumi_shomuka@maff.go.jp

なお、電子調達システムを利用して見積書を提出する場合は、システム内で資格確認を行うため提出不要。

5 見積書の提出場所及び期限

（1）見積書の提出場所

上記3（1）ア または 3の（2）と同じ

（2）見積書の提出期限

令和8年2月20日17時まで（行政機関の休日を除く。）に、上記3の（2）宛てに持参若しくは郵送（送達過程が記録される簡易書留等）又は電子調達システムにより送信すること。

なお、見積内訳書の提出は要しない。

6 見積合わせの日時及び場所

（1）日時

令和8年2月24日 11時00分から

（2）場所

近畿農政局東近江農地整備事業所 小会議室

7 オープンカウンター方式による見積依頼公告等に関する質問

この見積依頼公告及び仕様等に対する質問がある場合は、令和8年2月12日15時までに電子メールにより提出すること。提出の際は下記を参考にすること。

（1）提出先 : higashioumi_shomuka@maff.go.jp

（2）メール件名 : 令和7年度東近江農地整備事業所自立型屋外掲示板更新業務

（3）メール本文への記載事項 : 件名、事業者名、担当者名、連絡先電話番号、質問内容

なお、電子メールでの提出が困難な場合は、書面（様式任意）の持参で上記3の（2）あてに提出することも認める。ただし、電話による質問は受け付けない。

回答は令和8年2月16日に近畿農政局ホームページに掲載する。

8 その他

本公告に記載なき事項は、近畿農政局東近江農地整備事業所オープンカウンター方式実施要領による。

お 知 ら せ

1 農林水産省発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規定に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合はその事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当省のホームページ

https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousyu.pdf をご覧下さい。

- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針 2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。
- 3 農林水産省では電子調達システムを利用した電子入札・電子契約を推進しています。
詳しくは調達ポータルホームページ
(<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0106>) をご覧下さい。